R06-20　2024年度版 農家相談の手引　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章 | 項　　目 | 改訂概要 |
| 第１章農業委員・推進委員の役割 |  | ・農地利用の最適化活動の具体例を追加 |
| 第２章　農地と担い手を確保しよう | １．地域計画の推進２．農地の安全な貸し借り３．農地転用制度５．相続登記の義務化６．新規就農者への支援７．認定農業者・認定新規就農者 | ・地域計画策定の意義を追加・地域計画策定後の見直しについて説明を追加・改正基盤強化法に基づく権利移動について追加。　（※2023年度版の「１．農業経営基盤強化促進法の一部改正」は、2024年度版は本項に統合しました。）・営農型太陽光発電取り扱いについて、内容を充実・相続土地国庫帰属制度の概要を追加（新規）新規就農者数の状況や、情報収集をする方法、農業体験、農業委員会に期待される役割などについて説明・担い手の組織化を促す文章を追加 |
| 第３章経営を発展させよう | 2．収入保険制度５．人材の雇用８．農業経営の法人化10．消費税 | ・保険料と加入・支払い手続きのスケジュールを現在のものに変　更（新規）・人材の募集方法や雇用する際に留意すべき点を説明・農地所有適格法人への出資制限の緩和措置について追加・インボイス制度が実施されたことにともない、書きぶりを変更 |
| 第４章支援制度を活用しよう | １　目標地図に基づき、農地の集積・集約化を進めたい　　機構集積協力金１）地域に対する支援（地域タイプ）（１）地域集積協力金（交付要件）２）個々の出し手に対する支援（経営転換協力金）２　耕作条件を改善したい農地耕作条件改善事業　　支援内容（３）～（６）　　特徴の２つ目３　基盤整備を行いたい　事業名　主な支援内容（１）農地の整備に係る支援（国の補助率1/2等）　（主な特徴）２つ目（３）情報通信環境の整備に係る支援（国の補助率1/2等）５　新たに農業を始めたい新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金　・支援内容　新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業　・対象となる方・支援内容６　新たな人材を確保したい新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業　新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業７　農業経営の課題を解決するためのアドバイスを受けたい　農業経営・就農サポート推進事業８農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい　スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金担い手経営発展支援金融対策事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業等１１　経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい　農地利用効率化等支援交付金１２　米、麦、大豆などを安定的に生産したい　経営所得安定対策　水田活用の直接支払交付金１５　環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい環境保全型農業直接支払交付金１７　野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい鳥獣被害防止総合対策交付金 | ②の６行目　区分１の地域においては　⇒　区分１～３の地域においては・交付単価表の更新　区分１　　機構の活用率一般地域　　２０％超４０％以下　⇒　４０％超５０％以下中山間地域　　 ４％超15％以下　⇒　斜線交付単価１．０万円/10a ⇒　１．３万円/10a　区分２　機構の活用率一般地域　　４０％超７０％以下　⇒　５０％超７０％以下（削除）（削除）・必要なハードとソフトを組み合わせて、最大５年（ハードは最大３年）　⇒　必要なハードとソフトを組み合わせて、最大５年・農業基盤整備促進事業、農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型を削除・農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能　⇒　農地中間管理機構が借り入れている農地で、事業完了後に収益性等の２０％向上等の要件を満たした場合、受益者負担なしで整備が可能・イメージ図を更新※夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の青年就農者が法人を設立して共同経営する場合は、新規就農者それぞれに交付します。　⇒　※夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を設立して共同経営する場合は、新規就農者それぞれに交付します。・令和４年または令和５年に新たに農業経営を開始する方　⇒令和５年または令和６年に新たに農業経営を開始する方※２　複数の青年就農者が法人を設立して共同経営する場合は、補助対象事業費上限は次のいずれか低い額になります。　⇒　複数の新規就農者が法人を設立して共同経営する場合付は、補助対象事業費上限は次のいずれか低い額になります。・補助率上限額を削除・支援内容全国段階の取組　ホームページアドレスの変更・特徴（イ）都道府県事業ホームページアドレスの変更・前年度版の「７経営力や生産技術を高めたい」の「新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業」をこの項目に入れた。・８　⇒　７　（以下番号繰り上げ）・農業経営のアドバイスを受けたい　⇒　農業経営の課題を解決するためのアドバイスを受けたい・対象となる方　農業者、集落営農組織、農作業の受託等サービスを提供する者等　⇒　農業者、集落営農組織等・イメージ図を更新・９　⇒　８・対象となる方　支援内容　表の日本政策金融公庫等の資金から農林漁業施設資金（農商工等連携）を削除　表下の（注４）から農商工等連携促進法を削除・事業名農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業を追加・支援内容（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業にあっては、スーパーL資金で１０億円）を追加・対象となる方　将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者　⇒将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）・支援内容　補助率　　融資残額（事業費の3/10以内）　⇒　事業費の3/10以内・支援内容　・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）　　諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。　⇒諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産する農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。　・米及び畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）　米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するため、農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の９割を補てんします。⇒収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を補てんします。・特徴　イメージ図を更新・支払内容（１）戦略作物助成　　※１　多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は１万円/１０aで支援　⇒　多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/１０a　　※２　飼料用米の一般品種について、令和５年度については従来と同様。令和６年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和８年度において標準価格6.5万円/１０a（5.5～7.5万円/10a）とする。　　⇒　　飼料用米の一般品種について、令和６年度については標準価格7.5万円/１０a（5.5～9.5万円/10a）とする。（２）産地交付金・配分単価表の更新　　取組内容　　新市場開拓米の複数年契約（３年以上の新規契約を対象に令和５年度に配分）⇒　新市場開拓米の複数年契約※４（３年以上の新規契約を対象に令和６年度に配分）　　　※４：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象（４）畑地化促進助成（令和５年度補正予算と併せて実施）　①畑地化支援（高収益作物：17.5万円/10a※４）（畑作物（高収益作物以外）※５：14.0万円/10a※６）⇒ ①畑地化支援※５：14.0万円/10a　　 ②定住促進支援（①とセット）　　　　ア　高収益作物（２万円（３万円※７）/10a×５年間）　　　　イ　畑作物（高収益作物以外）※５（２万円/10a※６×５年間）⇒　②定住促進支援※５（①とセット）　　　　ア　２万円（３万円※６）/10a×５年間または１０万円（１５万円※６）/10a（一括）　　　　イ　（削除）　　　※５：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等　　　　⇒　対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）・対象となる方　・持続的な農業生産に係る取組を実施していること⇒持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと・支援内容（２）交付単価　　　　取組拡大加算の表　　　　交付単価4,000円/10a（新規取組面積あたり）　　⇒（有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり）交付単価4,000円/10a・支援内容（追加）（４）シカ特別対策等事業（補助率：定額）　　　・集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。 |

※）上記の他にも内容・表記の見直し、統計データの更新等を行っています。